平成２２年（フ）第４６８号
埼玉県所沢市大字上山口2026番地の10
債務者　松崎登志一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９８号
広島県呉市音戸町田原２丁目13番５号
債務者　好川千代子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西岡　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
広島地方裁判所呉支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２８号
岩手県釜石市唐丹町字上荒川97番地７、旧住所千葉県船橋市大穴南１丁目41番４号　尾形アパート103号
債務者　青山　　稔
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第３３号
三重県南牟婁郡紀宝町井田2060番地９
債務者　髙地　加代
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第９３３６号
大阪府摂津市東一津屋５番25号
債務者　大西　辰男
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８５号
大阪府東大阪市金岡３丁目26番26号
債務者　天川　敦一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９０３号
大阪府箕面市萱野２丁目13番Ｇ―201号
債務者　松本　　宗
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９４５号
大阪府枚方市磯島茶屋町１番３―505号
債務者　橋本　義幸
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２８１号
大阪市東住吉区東田辺３丁目13番６号エホール東田辺２―Ｄ
債務者　仲間　和也
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５２９号
大阪府堺市北区北花田町３丁37―８　ステージ村田206号、申立時の住所大阪市住吉区遠里小野１丁目９番22―416号
債務者　大内　孝英
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８２６号
大阪府豊中市旭丘６番１―201号
債務者　澤田　　龍
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９２２号
大阪市北区同心１丁目５番７号同心ロイヤル徳永301号室
債務者　ビーセレクションことマルインクリースこと　圓増　隆志
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９５３号
大阪府東大阪市川俣１丁目３番37号
債務者　金物工業こと　金物　達也
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９５４号
大阪市淀川区宮原１丁目８番３―401号
債務者　岡村　正輝
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９６８号
大阪府大東市南郷町16番105号
債務者　日野　義一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０８５号
大阪市住之江区新北島１丁目３番39―301号、事業所所在地大阪市住吉区遠里小野２―２―26松葉荘23号
債務者　ネクサスこと　花房　真一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１６１号
大阪市中央区日本橋２丁目13番13号南黒門マンション401
債務者　中井　敦子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部